

赤ちゃんお誕生
おめでとうございます！

出生手続きのご案内



◆住民票

- ・岩倉市に住所のある方の住民票の写しは、出生届の審査が完了しましたら、即日発効可能です。

◆戸籍の発行

- ・戸籍謄抄本（全部・個人事項証明）は、おおむね1週間後に発行できます。なお、他市区町村に届出された場合や他市区町村に本籍地がある場合は、おおむね3週間ほどかかります。

◆マイナンバーカード特急発行

- ・出生届とあわせてマイナンバーカードの申請書を提出すると、おおむね1週間後にマイナンバーカードがご自宅等に転送不要の簡易書留にて郵送されます。
- ・住所が岩倉市以外の場合、マイナンバーカードが届くまでに2週間以上の日数がかかります。ご了承ください。
- ・申請に際して数字4桁の設定が必要です。

メモ欄

利用者証明用電子証明書暗証番号				
住民基本台帳用暗証番号				
券面事項入力補助用暗証番号				

※保険証利用する場合はこちらの暗証番号が必要です。



◆出生届と同時にマイナンバーカードの申請をしなかった場合

- ・マイナンバーカードの申請を希望する方は、出生届から約1か月後に送付される「個人番号通知書」に同封されている、マイナンバーカード交付申請書を使用して申請してください。

◆母子健康手帳への出生届出済証明

- ・母子健康手帳へ出生届出済証明を行いますので、市民窓口課までお持ちください。

◆赤ちゃん訪問事業

オンライン申請可

事業の内容		問合せ先
訪問理由	子育てに関する情報と記念品の贈呈、育児不安や健康状態の不安があればお話しをお伺いします。	6階 こども家庭課 子育て支援 グループ TEL0587-38-5810
訪問家庭	市内の生後4か月までのすべての家庭	
訪問者	地域の民生委員児童委員・主任児童委員・家庭児童相談員	
申込方法	母子健康手帳の出生届出済証明を受けるときに、市民窓口課に申し出ていただくか、下記URLから申請してください。 【オンライン申請する方はこちら】	
申請URL	https://otetsuzuki.jp/iwakura-city/application-services/75183fd8-a461-411a-89a5-d55fddaecb7a	

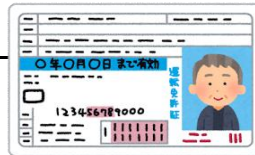
医療

手続き	手続き内容	問合せ先
社会保険	住民票の写し等が必要な場合があります。勤務先等で必要なものを確認のうえ、手続きしてください。	ご加入する社会保険等
国民健康保険 オンライン申請可	顔写真付きの本人確認書類をご持参のうえ、手続きをしてください。 【オンライン申請する方はこちら】 https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000007919.html	1階 市民窓口課 国保年金グループ TEL0587-38-5833
子ども医療 オンライン申請可	18歳到達年度末まで、入院・通院ともに助成します。お子様の加入予定の健康保険の情報が確認できるもの（資格確認書、資格情報のお知らせ）をご持参ください。 【オンライン申請する方はこちら】 https://otetsuzuki.jp/iwakura-city/application-services/d1e570d9-d292-45ec-a0de-9a64ad98b5d8?categoryId=ddc09c52-51d8-4cce-b767-dc1df62d3959	1階 市民窓口課 医療グループ TEL0587-50-0360

児童手当

一部オンライン申請可

	手続きの内容	問合せ先
支給対象	18歳到達年度末までの児童を養育している人	6階 こども家庭課 子育て支援グループ TEL0587-38-5810
手当額	0～3歳未満 (第1子・第2子) (第3子以降) 15,000円 30,000円 3歳～18歳 (第1子・第2子) (第3子以降) 10,000円 30,000円	
	必要なもの	
児童手当を申請する人(第1子など)	<ul style="list-style-type: none"> 請求者名義の振込先の銀行口座がわかるもの(例:通帳・キャッシュカード等) 請求者及び配偶者のマイナンバーがわかるもの(例:マイナンバーカード、通知カード等) 本人確認ができるもの(例:運転免許証) 	
児童手当を受給している人(第2子以降の出生)	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認ができるもの(例:運転免許証) 	
請求者が公務員の人	<ul style="list-style-type: none"> 勤務先で申請してください。 	
ホームページURL	https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000001855.html	



※出生日の翌日から**15日以内**に手続きしてください。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当てを受けられなくなります。


保健センターからのご案内 い〜わ子育て応援事業



妊娠期から子育て期のすべての親子を対象とし、地域で安心して出産・育児ができるように保健師と助産師が応援します。

手続き	内容	ホームページURL
低体重児出生届	体重が2,500g未満の赤ちゃんを出産したときは、母子保健法に基づき、届出が必要です。低体重児出生届※を保健センターにご提出ください。（郵送可） ※母子健康手帳交付時に配付した「妊婦・産後・乳児健康診査、新生児聴覚検査受診票」綴に添付されています。	https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000000161.html
産後ケア事業 （宿泊型・通所型・訪問型）	産後4か月未満のお母さん（訪問型は産後1年未満）と赤ちゃんが指定の医療機関等に宿泊（7日まで）、通所（7日まで）または、ご自宅で（7日まで）助産師から授乳や赤ちゃんのお世話の仕方などの育児支援や相談が受けられます。また、里帰り出産等により委託医療機関等以外で産後ケアを利用された場合は、費用の一部を助成します。（所得に応じて利用料の負担あり）	https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000007292.html
産前・産後サポーター派遣事業	妊娠中または出産後16週以内で心身の不調があり、家事や育児が困難、かつ日中他に家事や育児を行う人がいない人または、2歳未満の多胎児を養育する保護者に対してサポーターを派遣し、家事や育児のお手伝いをします。	https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000007311.html

未熟児養育医療

内容	身体の発育が未熟なまま生まれ、医師が指定養育医療機関での入院養育を認めた未熟児に対して、医療費の一部を公費で負担します。 詳しくは保健センターにお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。 ※子ども医療より未熟児養育医療が優先となります。	https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000000161.html
給付対象	未熟児で、次のいずれかに該当し、医師が入院養育を必要と認めた場合 ① 出生時体重2,000g以下の赤ちゃん ② 生活力（生きる力）が特に薄弱な赤ちゃん	
給付内容	・入院医療費のうち、保険対象の治療費と食事療養費（ミルク代） （保険対象外のベッド代の差額やおむつ代、文書料は対象となりません。）	
申請期間	お子さんの入院中に限ります。退院し、医療費を医療機関に支払った場合は、給付申請できません。	
必要書類	① 養育医療給付申請書（用紙は保健センターにあります。） ② 世帯調書（養育医療給付申請書の裏面） ③ 養育医療意見書（担当医師が作成したもの。用紙は保健センターにあります。） ④ お子様の名前が入ったマイナ保険証など ⑤ 委任状	
提出先	健康課（保健センター）Tel0587-37-3511	

◆電話相談支援「おめでとうコール」・乳児訪問・妊婦のための支援

- 出産されたすべてのお母さんを助産師や保健師が電話での育児支援（おめでとうコール）と、ご家庭を訪問し、赤ちゃんやお母さんの健康や育児についての相談を行っています。訪問時には、「妊婦支援給付金」の申請書をお渡しします。



問合せ先

岩倉市保健センター
岩倉市旭町一丁目20番地
TEL0587-37-3511



つながる

育む

花咲く

岩倉